

盛岡市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき盛岡市教育長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年4月27日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

1 財政援助団体等監査の結果の報告

令和5年2月17日付け4盛監第47号

2 対象部署及び事項

公益財団法人岩手育英会

（公益財団法人岩手育英会出捐金、担当：学務教職員課）に係る指摘事項

3 措置を講じた旨の通知

別添のとおり。